令和7年度から募金・会費等の納入時期を2回にまとめることも可能になります

令和7年4月15日
越前市市民協働課

毎年、町内の募金や会費等のとりまとめ、納入にご協力いただき、ありがとうございます。
これまで、7種類の募金等の納入時期が4回以上に分かれており、また、納入方法も異なっていましたが、令和7年度から、納入時期を2回にまとめることや、同一の方法で納入することも可能となります。
区長アンケート等でも「募金等について年間を通して依頼があるため負担が大きい」とのご意見をいただいており、負担軽減策を検討しておりますが、まずは以下の変更を行うことといたします。
今後も、区長様からのご意見を伺いながら、負担軽減に努めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

＜これまで＞　7種類の募金等の納入時期が少なくとも4回に分かれていました。（納入方法も異なっていました。）

募金・会費等	納入方法
①緑の募金	銀行納付又は、農林整備課、総合支所にて納付
②自衛隊協力会会費	銀行納付又は、総合支所、自治連合会にて納付
③防火・防災委員会会費	防災危機管理課、中消防署、東消防署にて納付
④日本赤十字社資	銀行納付又は社会福祉課、総合支所にて納付
⑤越前市英霊顕彰奉賛会志金	銀行納付又は社会福祉課、総合支所にて納付
⑥赤い羽根募金	銀行納付又は、社協にて納付
⑦歳末助けあい募金	銀行納付又は、社協にて納付

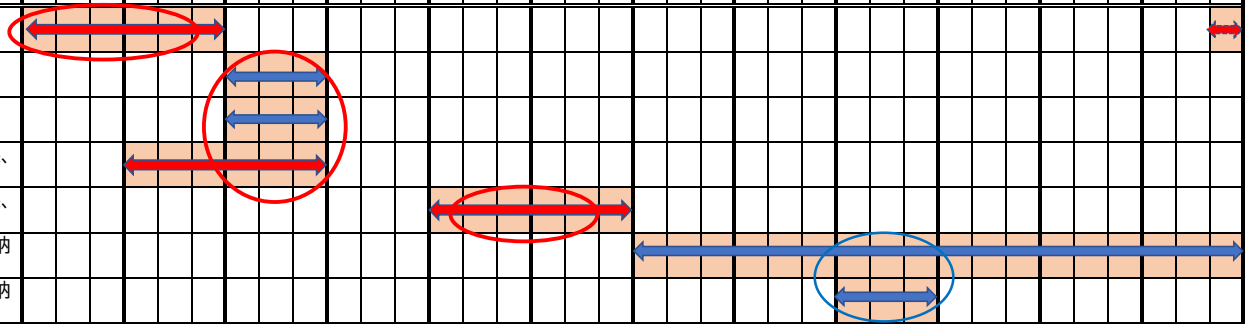

＜令和7年度から＞　納入時期を2回にまとめることも可能となります。（納入方法も合わせられます。）

【変更箇所：赤矢印】
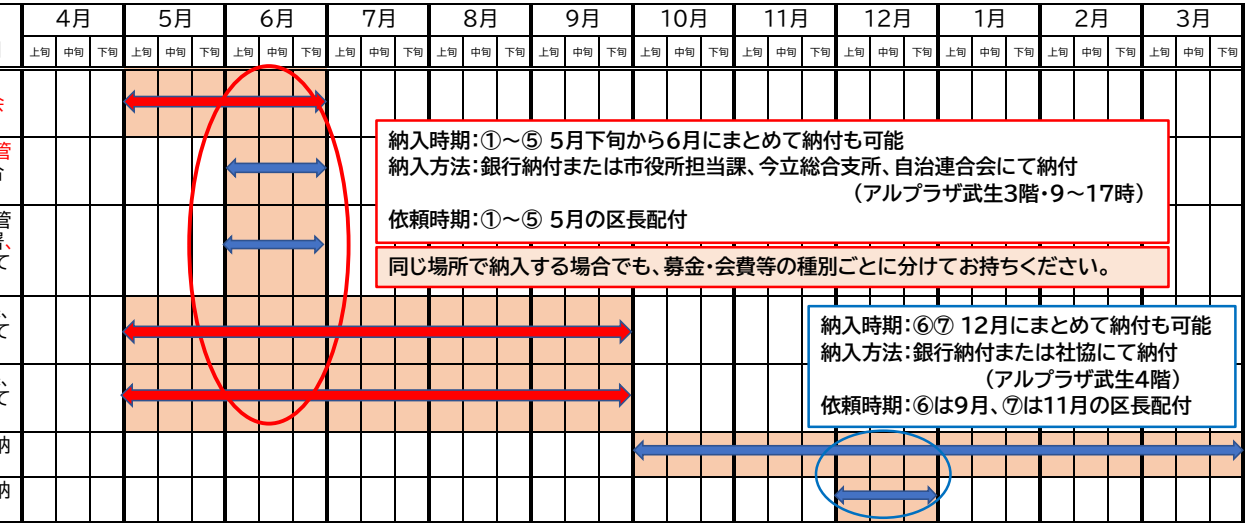
募金・会費等	納入方法 【変更点：追加部分は赤字】
①緑の募金	銀行納付又は、農林整備課、総合支所、自治連合会にて納付
②自衛隊協力会会費	銀行納付又は、防災危機管理課、総合支所、自治連合会にて納付
③防火・防災委員会会費	銀行納付又は、防災危機管理課、中消防署、東消防署、総合支所、自治連合会にて納付
④日本赤十字社資	銀行納付又は社会福祉課、総合支所、自治連合会にて納付
⑤越前市英霊顕彰奉賛会志金	銀行納付又は社会福祉課、総合支所、自治連合会にて納付
⑥赤い羽根募金	銀行納付又は、社協にて納付
⑦歳末助けあい募金	銀行納付又は、社協にて納付